

新型コロナウイルスワクチン の接種体制構築に係る市町間 の連携について

鳥取市健康こども部鳥取市保健所保健医療課

ワクチン接種体制の基本設計

- 国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施。
- 市町村は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける。
- ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
- ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要。

実施主体と関係者の役割分担

- ・ **厚生労働大臣の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**する。
- ・ 国・都道府県・市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本として、**接種体制・流通体制を速やかに整備**する。

接種場所の原則と例外

- ・ 身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築する。
- ・ 接種を希望する方は**原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種**を受けることとする。
ただし、長期間入院又は入所している方等、**やむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種**を受けることができることとする。

接種会場や接種方式

- ・ ワクチンの接種場所は、**医療機関、市町村が設ける会場**いずれでも実施できる。
（契約方式は、医療機関への委託契約、自治体直営のいずれでも実施できる。）
- ・ ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの**接種可能人数を可能な限り多くする必要**がある。

接種場所の原則と例外について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

原則（住所地内で接種）

- ・ 住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- ・ 市町村は住民向けの接種体制を構築する。

住民票所在地の市町村



平時の定期接種と同様

例外（住所地外で接種）

- ・ 長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむをえない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

市町村への申請が必要な方

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ 単身赴任者 等

市町村への申請が不要な方

- ・ 入院・入所者
- ・ **基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合**
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 拘留又は留置されている者、受刑者 等

住民票所在地の市町村



住民票所在地以外の市町村



接種場所の原則と例外について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- 一方、やむを得ない事情により、住民票所在地の市町村で接種を受けることが困難な者のうち、申請が必要な者については、一定の要件を定めた上で、住民票所在地以外で接種を受けることを例外的に認めることとする。

住所地外で接種を受ける流れ

【例外を認める具体的な要件】

- ・ 例外的に住所地外で新型コロナウイルスワクチンを接種する場合には、接種券に加え、接種医療機関が所在する市町村が発行する「住所地外接種届出済証」の持参を要件とする。
- ・ 「住所地外接種届出済証」については、以下の方法で発行することができる。

接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」上で申請・発行が可能

申請

- 住所地外での接種を希望する者は、申請用ページにより医療機関等所在地の市町村に対して申請理由等の必要情報を入力し、住所地外接種を希望する旨を申請する。

届出済証の発行

- 医療機関所在地の市町村は、V-SYS上で申請を受付。
- 市町村は、申請者に対して「住所地外接種届出済証」を発行する。
- V-SYS上で受け付けた申請は、「住所地外接種届出済証」を自動で発行するため、市町村における作業は不要。

接種

- 医療機関等に「接種券」と「住所地外接種届出済証」を持参し、接種を受ける。

※住所地外接種の申請及び届出済証の発行は、郵送または対面による方法により行うことも可能。また、市町村の選択によりV-SYS上で申請受付を行わないことも可能

接種体制構築に係る市町村間の連携

- 小規模の自治体で単一の市町村で接種体制を構築することが困難である場合などに、**同一都道府県内の他市町村と合同で**接種会場を設けるといった他市町村と一体的な接種体制の構築を行うことも差し支えない。接種体制を構築するに当たり、市町村間で連携を行う場合は、必要に応じて都道府県が協力するものとする。

（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」より一部抜粋）

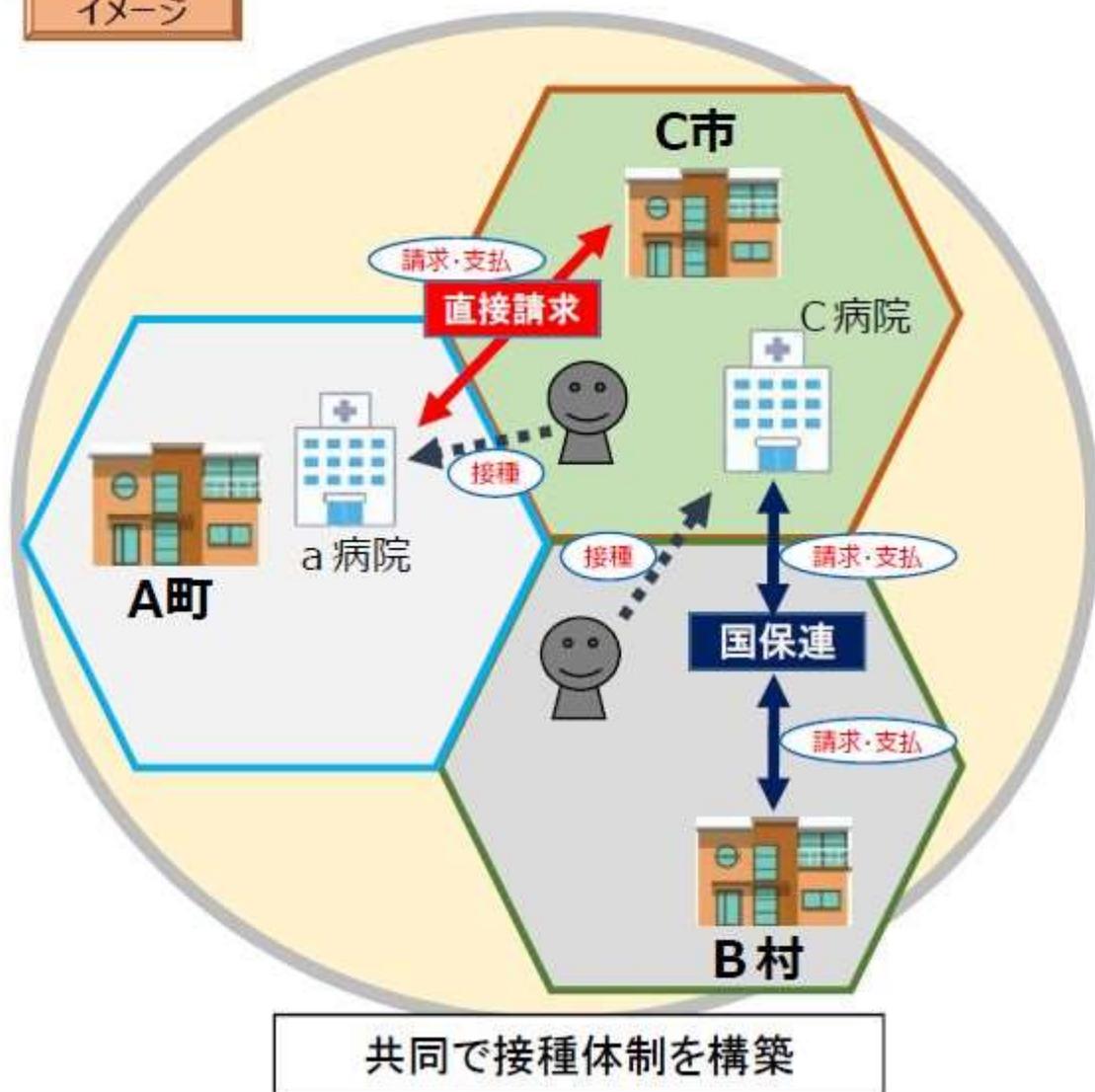
- 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る第2回自治体向け説明会（令和3年1月25日開催）Q&A

Q. 県域を越えての接種体制の構築は可能か。

A. まれな事例と考えますが、実施は可能です。ワクチン分配量の決定はそれぞれの都道府県経由で行われますので、それぞれの市町村が配分を受けたワクチンを使用して接種を行っていただくこととなります。

複数市町村による共同接種体制の構築

イメージ



共同で接種体制を構築

- 近隣市町村で共同で接種体制を構築した場合、当該市町村相互間で、住民が他の市町村の医療機関で接種することができる。
- この場合、住所地外接種のための申請は不要。
- 費用請求についても、医療機関が直接各自治体に請求することも可能。(同一市町村内接種と同様の取扱い)
- 医療機関の負担軽減を図るため、費用の請求・支払い事務を国保連を通じて行うことも調整中。